

第三者評価結果入力シート（母子生活支援施設）

種別	母子生活支援施設
----	----------

①第三者評価機関名

(株)ブルーライン

②施設名等

名称：	むつみ荘
施設長氏名：	永塚博之
定員：	20世帯
所在地(都道府県)：	埼玉県

③理念・基本方針

理念：* 利用者の意向尊重

* 個人の尊厳保持

* 心身の健全育成

基本方針：むつみ荘は、利用者に対し、安全・安心な生活環境と、母子の最善の利益を保証し、施設から退所後には、母子で安心して地域で暮らせることができるようになるための支援サービスを提供することを基本方針とする。

④施設の特徴的な取組

セキュリティ設備を設置し、利用者の安心・安全を確保し、その中で利用者の抱える課題の解決に向けた専門職員が（有資格者）が基準以上に配置され、365日24時間体制で支援に当たっている。

困難課題を抱える利用者への支援サービスが提供できるよう、施設内外はもちろん自主研修に積極的に参加し職員の資質向上（高機能化）に努めている。

また、インケアの充実を図りながら施設機能のみではなく、施設の持っている専門性を活用し多機能化（学童クラブ・学習支援・トワイライト・ショートステイ・食育サポート・生活困窮者相談支援・その他）を実践している。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2019/7/16
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2019/12/16
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成28年度

⑥総評

【特に評価の高い点】

1. 【地域貢献】

地域の福祉向上に関しては行政からの要望に応え、一時預かり保育始め、子供のショートステイ・トワイライトステイ・学童クラブ・学習支援センター・貸出会議室等々、多岐に亘る取組を実施しています。施設長や職員は、地域での福祉関係の講習会等の講師として出張対応しています。その他、災害時に被災者に開放できる自動販売機を設置しました。又、公益性の高いものとして、入口前に自転車の電動空気入れが設置されており、利用者や通行人ともに自由に重宝に利用されています。

2. 【働きやすい職場作り】

当該施設は「多様な働き方実践企業（ゴールド）認定」を受けています。目標として年10日以上の子休取得を奨励しており、残業は殆どなく働きやすい職場環境作りを行なっています。職員のメンタルヘルスに対応して、基幹的職員等が相談支援の為の講習を受講し、その職員が一般職員の相談窓口になっており、職員の契約書に相談出来る職員の氏名を明示したりしています。その他、福利厚生として埼玉県社会福祉事業共助会やソウエルクラブに加入し職員の支援をしています。

3. 【利用者の自主性の尊重】

子供たちは、子供会はありませんが自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を自分たちで推進し、施設における生活改善に向けて積極的に提案を行っています。担当や職員は必要な時に必要な支援を心掛けて、表現力・自立性・責任感などの向上に向けて支援しています。母親に対しては、自己肯定感を養い自己表現力・自律性・責任感等を育んで行ける様、支援しています。母親や子どもの自尊心や強みを大切にしたい支援を行い、自己肯定感が回復しエンパワーメントが高まるような支援を行っています。母親と子供の主体性を尊重出来る支援を行える様、心掛けています。

【特にコメントを要する点】

1. 【中期計画～事業計画】

施設長は、行政からの要望による新事業を複数立ち上げてきており(保育所・一時預かり保育・病児保育・子供のショートステイ・トワイライトステイ・学童クラブ・学習支援センター等)、一つ一つの事業構想をしながら具現化を同時に進めてきています。その為、絵に描いているよりも進捗が早く、状況に即応する為、敢えて中期計画を立てないと云う印象です。年度の事業計画は、中・長期計画が策定されていない為、年間の行動計画となっており、行動規範として目指すべき方向は示されていますが、将来の到着点分かり難くなっている為職員には現在の立ち位置が理解しづらくなっているのではと感じます。

2. 【夜間受入れ体制】

24時間受け入れの為では有りませんが、緊急時の対応としてマニュアルを策定し、夜間の当直を置く体制は整えています。又、広域利用には対応していますが、24時間緊急一時受け入れは埼玉県内の対応できる施設が担当しており、当施設への受入れ要望がない為、不対応となっています。尚、緊急利用の為だけではなく、生活用品等は予め用意されています。

⑦第三者評価結果に対する施設のコメント

今回で3回目の評価を受け、毎回私を含め職員全員が気づかされる事がたくさんあります。全体的に施設運営・経営や支援についてはある程度満足できる結果となりましたが、改善しなければならない部分も発見することができました。

当施設の目指す、関係機関からも利用者からも必要とされる施設づくりを今後も職員一体となり進めていくことを再認識することができました。また中・長期計画等の作成については、基本的に施設の高機能化・多機能化・人材育成や職場環境等を考えながら、計画を作成できればと思います。

⑧第三者評価結果（別紙）

自己評価結果表【タイプA】 (母子生活支援施設)

共通評価基準 (45項目) I 支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
理念・基本方針はパンフレット・ホームページに明示されており、所内掲示もされており、利用者の尊厳を尊重し安全・安心な施設を目指す旨が端的に表現されている。年初に施設長から理念・基本方針に繋がる行動規範として、職員向けに「職員行動計画」が説明され併せて年度の方針として表明されている。利用者には分かり易く編纂された「利用者のしおり」に理念・基本方針が明示されている。		

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
施設長は、埼玉県母子生活支援施設協議会の会長を始め、20に余る公職に就いており、社会福祉事業全体の動向や地域の各種福祉計画の策定動向については、情報の発信側にある事から熟知している。施設長は、母子生活支援事業に止まらず、行政からの要望に応え、幅広い分野の関連福祉事業の展開を図っている。		
②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
施設長は法人理事長も兼ねている事から、組織体制や設備の整備・職員体制・人材育成・財務状況等に関する将来的な方向付けを明確にしており、経営課題や改善課題について職員に明示し、改善に向けモチベーションアップに努めている。		

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
施設長は、行政からの要望による新事業を複数立ち上げてきており(保育所・一時預かり保育・病児保育・子供のショートステイ・トワイライトステイ・学童クラブ・学習支援センター等)、一つ一つの事業構想をしながら具現化を同時に進めてきている。その為、絵に描いているよりも進捗が早く、中期計画にまとめている暇が無いと云う印象である。		
②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
年度の事業計画は、中・長期計画が策定されていない為、年間の行動計画(行事計画ではない)となっており、行動規範として目指すべき方向は示されている。しかしながら将来の到着点が分かり難くなっているため職員には現在の立ち位置が理解しづらく感じている。又、計画の評価・見直しについても、関連付けては出来ない。		

(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
事業計画は、職員主体で検討され各事業毎の指針を策定している。目標値については、行政の要望を目標と見なし、月次毎に結果の振り返り合わせをする事で、評価・見直しとされている。又、職員個々の目標展開と同期化されている為、その達成に向け職員のモチベーションは高くなっている。		
②	7 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	c
現在行なわれている事業内容は各場面で母親にも子供にも伝えられているが、年度の事業計画の説明は行なっていない。「利用者のしおり」は毎年改変され行事計画については案内がされ、参加を勧奨する観点から説明の工夫もされているが、事業計画については重点テーマやポイントについても説明・周知はされていない。		

4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
職員は年1回、自己評価を行ない、その中から組織としての課題の抽出が行なわれる。その課題と併せ施設の直面しているテーマを含め、PDCAの展開がされている。第三者評価についても、3年に1度受審しており、質の向上テーマは改善計画に組み入れられ、取組が実施されている。		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
自己評価や年度の事業計画・第三者評価から抽出された課題と併せ、「改善提案」制度の中からも質の向上提案がされ、組織として改善計画を策定し、PDCAサイクルに基づく展開がされている。		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
施設長は、年度毎に「職員行動計画」を策定し、所信表明として自らの役割と責任を明確にする事と併せ、職員の行動規範としても表している。他にも職務分掌に於いて自ら、及び職員の役割と責任を詳細に取り決めている。責任者が不在の場合の対応に付いては、常時職員と確認され、徹底されている。		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
施設長は、20に余る公的な役職の関係もあり、講習等で法令等を含め教える立場にも立っていることから、遵守すべき法令は熟知している。又、職員に対しても新法施行や変更があった際には、会議の中で解説している。		

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
施設長は、年度毎に「職員行動計画」を策定し、職員に対し方針を徹底すると共に行動規範として示している。質の向上に対応して、職員からの「改善提案」を幹部会で吟味し、採用されたテーマは表彰される仕組みとなっている。職員に対する教育・研修は、主任が担当し年度の計画を立て遂行されている。		
②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、日々職員とのコミュニケーションを図り、又、「職員行動計画」等を示す事により、目指す方向を明確に伝えている。働きやすい環境の一環として、法で定められた定数以上の員数を配置している。又、全事業の責任者を集め、月1回幹部会を行っており結束を深めている。		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
働きやすい環境作りの一環として、法で定められた定数(10名)以上の員数(14名)を配置している。現在の員数を保つべく、欠員が出れば採用を行なう準備はされているが、長期に亘り離職者は出ていない。現在の職員は全員何らかの資格を有しており、資格取得に対する補助制度もあり、取得を勧奨している。		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	a
「期待する職員像等」は「職員行動計画」に謳われており人事考課制度と合せ、職員自らが将来の姿を描く事ができるような総合的な仕組みとなっている。人事基準は人事考課制度の中で明確になっており、年2回の評価面談時に職員の意見や意向も聴取し、併せて職員に対する期待値等も伝えられる。近年、職員の処遇改善の為に給与改定が行なわれた。		

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
当該施設は「多様な働き方実践企業(ゴールド)認定」を受けている。目標として年10日以上の子休取得を勧奨しており、残業は殆どなく働きやすい環境作りを行なっている。職員のメンタルヘルスに対応して、基幹的職員等が研修に行ったり、その職員が職員の相談窓口になっていたり、職員の契約書に相談出来る職員の氏名を明示したりしている。福利厚生として、埼玉県社会福祉事業共助会やソウェルクラブに加入し職員の支援をしている。		

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
「期待する職員像等」は「職員行動計画」に謳われている。目標管理の仕組みは人事考課制度に織り込まれている。目標管理は、職員一人ひとりの目標や施設の方針を徹底し、目標(目標項目、目標水準、目標期限)が明確かつ適切に設定される様、指導されている。評価面談は年2回行なわれ、進捗状況や達成度の確認が行なわれるのと併せ、職員の意見や意向も聴取し職員に対する期待値等も伝えられる。		

	②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
「期待する職員像等」は「職員行動計画」に謳われている。各種専門資格は採用の際の条件とされており、職員の取得状況は把握されている。教育・研修計画は主任の監修の下、作成されており、キャリアに応じた提案がなされ、年度毎に計画内容やカリキュラムの評価・見直しが行われている。			
	③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
職員の資格取得状況は主任により把握されている。新入職員に対するOJTが適切に行なわれ、階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会も計画に織り込まれて確保されているが、子供に関する研修はないので、学童クラブ関連の研修にも参加している。外部研修に関する情報提供も適切に行われており、自主研修という形で自己研鑽の推奨も行なっている。			

(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
	①	20 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
実習生受入れに関する基本姿勢を明文化しており、支援の為にマニュアルが整備されている。毎年、20数名の実習生を受入れており、社会福祉士・保育士・心理士等、職種の特性に配慮したプログラムを用意している。指導者研修を受講した職員が指導に当たり、学校とは巡回指導や学校での懇談会に参加し、継続的な連携を維持している。			

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			第三者 評価結果
	①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
理念・基本方針始め、義務付けられた公開情報はホームページに明示されている。地域の福祉向上に関しては、一時預かり保育始め、子供のショートステイ・トワイライトステイ・学童クラブ・学習支援センター等々、多岐に亘る取組を実施している。苦情・相談の体制や内容については公開されていない。地域との関係の中では、法人役員が自治会長やPTA会長になっていたり、むつみ荘の事業説明としての資料を市役所や病院に配置している。			
	②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
事務、経理、取引等に関するルール等は経理規程に規定されている。内部監査は法人監事により定期的に行われる。公認会計士による外部監査の受審と併せ、不定期に社会福祉労務士のアドバイスも得ている。			

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。			第三者 評価結果
	①	23 母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
母親と子供は地域の自治会・子供会に参加しており、地域の人々との日常的なコミュニケーションを心がけている。学童クラブや学習支援センターはボランティアの支援を受けて運営されている。買い物や通院は地域の社会資源を使用して自由に行える。学校の友人等が施設へ遊びに来ることは制限していないが、母親がいないときは集会室で遊ぶように指導している。			
	②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
学習支援を主な内容として、ボランティアの受入れを行なっている。ボランティア受入れについてはマニュアルが準備されており、そこに受入れに関する基本姿勢や手続きを明文化している。ボランティアには1日の終了時に振り返りを行い、研修としている。			

(2) 関係機関との連携が確保されている。			
	①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
当該地域の関係機関・団体等について、リストや資料を作成し職員に周知している。施設長が役員等を勤める多くの機関とは、定期的に協議会や連絡会が持たれ、共通の課題等について、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。施設で行なっているフードバンクに退所後も招待しており、その際に色々な相談に対応している。			

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
	①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
施設長は、埼玉県母子生活支援施設協議会の会長を始め、20に余る公職に就いており、社会福祉事業全体の動向や地域の各種福祉計画の策定動向については、情報の発信側にある事から熟知している。施設長は、母子生活支援事業に止まらず、行政からの要望に応え、幅広い分野の関連福祉事業の展開を図っている。			

	②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
地域の福祉向上に関しては行政からの要望に応え、一時預かり保育始め、子供のショートステイ・トワイライトステイ・学童クラブ・学習支援センター・貸出会議室等々、多岐に亘る取組を実施している。施設長や職員は、地域での福祉関係の講習会等の講師に対応している。災害時には開放できる自動販売機を設置した。又、公益性の高いものとして自転車の電動空気入れ設置が評価され、利用者・通行人ともに利用されている。			

Ⅲ 適切な支援の実施

1 母親と子ども本位の支援

(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。			第三者 評価結果
	①	28 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
利用者の意向や尊厳の尊重を理念の最初に謳っており、子どもの権利ノートを使用しての研修も行なっている。倫理綱領が策定されており、職員の理解の下、実践する為の取組を行っている。母親と子どもを尊重した支援の実施に関する基本姿勢が、個別支援計画や個々のマニュアルに反映されている。又、施設での勉強会・研修を通して状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。			
	②	29 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	a
子どもの権利ノートにプライバシーの尊重に付き触れられており、母子に説明する事と併せ、職員の研修にも活用され周知が図られている。施設の設備的な対応として、確執のオートロックや共同であった洗濯物干し場を各部屋独立に作った等の対応がされている。尚、守秘義務に付き、就業規則に規定されている事と併せ、入職時に誓約書の提出が義務付けられている。			

(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
	①	30 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
入所時には「利用者のしおり」に基づいて、理念・基本方針始め、施設のルールや決まり事が説明されている。その冊子は言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでも分かり易い内容になっており、母親と子ども双方に、個別に丁寧な説明を実施している。施設の見学は随時対応している。「利用者のしおり」は毎年更新されている。			
	②	31 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	a
入所時には「利用者のしおり」に基づいて、理念・基本方針始め、施設のルールや決まり事が説明されている。その冊子は言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでも分かり易い内容になっており、母親と子ども双方に、個別に丁寧な説明を実施している。同意に当たっては、自己決定を尊重し母親との誓約書の取り交わしが行なわれる。意思決定が困難な母親と子どもへの配慮に付いては、福祉事務所を介してルール化され、適正な説明・運用が図られている。			
	③	32 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
否応なしに転居が必要になった場合に付いても、施設長のネットワークを使って希望の転居場所が選べる様、配慮している。移行に当たっての引継文書については、福祉事務所に対して資料を提出する仕組みとなっている。退所後のアフターケアは充実しており、担当者や窓口を設置している。			

(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。			第三者 評価結果
	①	33 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
母親懇談会や要望箱の他、行事後にアンケートを取る等して、利用者のニーズの把握に努めている。又、要望等解決委員会に於いても検討されている。その結果の改善内容に付いては、母親・子供に伝えられるが、母親と子どもを交えた検討会議の設置等は行われていない。			

(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。			
	①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
苦情解決の仕組みは、苦情受け付け担当者・苦情解決責任者・第三者委員の任命がされ仕組みが確立している。仕組みを分かり易く説明した掲示物が掲示され、資料を母親と子どもに配布し説明している。苦情記入カードや意見箱の設置がされており、苦情を申し出しやすい工夫がなされている。内容に付いては記録がファイルされ、結果は必ず申し出者にフィードバックされ、必要に応じて公表される。			

	②	35 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	a
相談や意見に対応しては、意見箱等を設置し意見が聞ける様に環境を整えている。相談支援に付いては、母親向には「利用者のしおり」に記載されており、又、子供に対しては「子どもの権利ノート」に外部窓口を含め案内されている。相談する際のスペースに付いては、個室が準備されている。			
	③	36 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
相談や意見に対応しては、意見箱等を設置し意見が聞ける様に環境を整えている。相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等に付いては、支援マニュアルに規定されている。相談や意見から質の向上に結び付く様な案件が出てきた場合は、定期的な見直しの際等にフィードバックされる。			

(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。			第三者 評価結果
	①	37 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
リスクマネジメントに関する委員会は設置されていないが、危機管理マニュアルが策定されている。ヒヤリハットに付いても事例の収集と併せ、要因分析・改善策の策定等が検討され、ファイルされており、月1回見直しも行なわれている。職員に対しては、警察や消防による安全確保・事故防止に関する研修会が開催されている。			
	②	38 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
感染症対応マニュアルが準備されており、感染症担当職員が担当別に決められており、その職員中心に外部研修の企画や予防・安全確保に関する勉強会等を開催している。又、予防策や発生した場合の適切な対応も担当者中心に行なわれている。			
	③	39 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
災害時の対応マニュアルが策定されており、災害時の対応体制が決められている。「事業継続計画」(BCP)の検討が進められ、必要な対策・訓練等も行われている。マニュアルにはており、ており、母親と子ども及び職員の安否確認の方法が決められており、備蓄リストに従い食料や備品類等の備蓄を整備している。			

2 支援の質の確保

(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。			第三者 評価結果
	①	40 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	a
標準的な実施方法として職員ハンドブックが配布されており、母親と子どもの尊重や権利擁護と共に、プライバシーの保護に関わる姿勢が明示され適切に文書化されている。職員に周知する為に講師を呼んで事例研究を行ったり、ケース会議に於いて勉強会を開催したりされている。			
	②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
標準的な実施方法として職員ハンドブックや支援マニュアルが配布されている。個別支援計画内容を実施した結果からや、利用者からの意見や提案から、標準的な実施方法にフィードバックされ、必要に応じて見直しや改訂が行なわれる。			

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。			
	①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
アセスメントは決められた様式に従い実施され、必要に応じて福祉事務所・心理士・保健士・弁護士・児相職員等が参加して処遇審査会議が開かれる。又、母子のニーズや具体的な支援の内容等が明示された個別支援計画の作成段階では相談支援員を含めたケース会議が内部で開催される。母や子に障害がある等、支援困難ケースへの対応について検討し適切な支援が行われている。			

	②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
<p>自立支援計画の内容については、毎月進捗状況の確認が行われ都度必要があれば変更される。年1回、福祉事務所も参加しての、処遇審査会議が行われ、母親と子どもの意向把握と同意を得て確認する仕組みを整備している。標準的な実施方法に反映すべき事項があった場合は、メンテナンスの時期に合わせて改訂され、質の向上に寄与している。</p>			

(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。			
	①	44 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<p>利用者の健康状態は年2回健康診断が行われ記録されている。又、生活の状況については、個別支援計画に記録され、都度上長に報告される。その際、書き方等に齟齬があれば指摘され指導される。情報の分別は、全員PCを持っている環境からメールを利用しており、データの閲覧の際にはパスワードで制御されている。情報の共有はケース会議の場でも行われる。</p>			
	②	45 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p>個人情報保護規程や文書管理規定により、記録の保管・保存・廃棄・情報の提供に関する規定を定めている。情報漏洩等の不適切な事案に対しては、個人情報保護規程の懲罰規定や入職時の誓約書の提出で対応している。個人情報保護に関する講習等も行われ、職員は理解し順守している。又、保護者にも個人情報の取扱いについて説明し、確認書を得ており、母親懇談会で例としてSNSの弊害について等を説明している</p>			

内容評価基準 (27項目)

A-1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 母親と子どもの権利擁護		第三者 評価結果
①	A1 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
標準的な実施方法の一つのマニュアルとして使用している「子どもの権利ノート」はバイブル的に職員には理解されており、支援会議等で確認されていることと合わせ、権利擁護は支援のかなめとして周知徹底されている。		

(2) 権利侵害への対応		第三者 評価結果
①	A2 いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	a
不適切な関わりがあった場合を想定し、施設長が職員と利用者の双方に事実確認や原因の分析等を行う事や就業規則等の懲罰規程に基づいて厳正に処分を行う仕組が作られている。月例会議に於いて、権利擁護関係の研修等に参加した職員の報告等により、全員に徹底される。職員の意識の根幹で、権利擁護は支援のかなめとして周知徹底されている。		
②	A3 いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	a
母親懇談会の開催時等に不適切な行為の防止に付いて説明しており、必ず朝晩のカギ授受の時に顔合わせをして様子を確認をしている。又、日々のコミュニケーションの中からも変化を見逃さず、母子の安心・安全を守る為に適切な対応や信頼関係の構築を目指している。		
③	A4 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
虐待や愛着障害に対する理解を母子支援員・少年指導員・保育士・心理士などの職員間で進め、不適切なかかわりの早期発見・支援に努めている。必ず朝晩のカギ授受の時に顔合わせをして母子の様子を確認をしている。常に不適切な事は早期発見を目指し、職員は子ども達が自分を守る手段を認識させ、動機付けをさせている。		

(3) 思想や信教の自由の保障		第三者 評価結果
①	A5 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。	a
個人的な宗教は自由となっているが、他利用者への勧誘行為などは禁止としている。親子関係の中で子供が入信しても、それはその子どもの権利として損なわれないよう配慮している。		

(4) 母親と子どもの意向や主体性の配慮		第三者 評価結果
①	A6 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a
子供たちは、子供会はないが自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を自分たちで推進し、施設における生活改善に向けて積極的に提案を行っている。担当や職員は必要な時に必要な支援を心掛けて、表現力・自立性・責任感などの向上に向けて支援している。母親に対しては、自己肯定感を養い、自己表現力・自律性・責任感等を育てて行ける様、支援している。		

(5) 主体性を尊重した日常生活			
	①	A7 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。 母親や子どもの自尊心や強みを大切にした支援を行い、自己肯定感が回復しエンパワーメントが高まるような支援を行っている。母親と子供の主体性を尊重出来る支援を行える様、心掛けている。	a
	②	A8 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。 親子が楽しめる計画として、定番の季節のイベントのほかに、旅行や卒業進級を祝う会・ハロウィン・流しそうめん・花火・スイカ割等々、毎月何がしかの行事を企画している。母親向けのプログラムでは、職員が保育を引き受けて母親は参加している。行事实施後、アンケートを行い満足度を確認する事と併せ、次回開催の参考としている。	a

(6) 支援の継続性とアフターケア			
	①	A9 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。 退所後は必要に応じて「退所後の支援メニュー」での対応となる。退所後も電話や来所によって施設に相談出来る事を母親と子どもに説明し、生活や子育て等の相談や施設機能を活用した(学童保育・学習支援・施設行事への招待等)支援を提供しているが、退所先に往訪しての介助や同行・代行等の支援は行っていない。	b

A-2 支援の質の確保

(1) 支援の基本			第三者 評価結果
	①	A10 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。 法人理念に基づき、利用者の意向尊重がなされるよう職員間で意識して支援を行っている。個別の課題に対応できる様、専門性を持った対応を行なっている。又、必要に応じ関係機関と情報共有を図っている。担当者は必要な資格や経験を持っており、母親と子供それぞれ個々の気持ちに寄り添った支援を行っている。	a

(2) 入所初期の支援			
	①	A11 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。 入所直後は心理的に不安になりやすいため、信頼関係の構築に心がけ、心の安定に向けた相談支援に努めている。母親と子どもが安心して施設を利用し、課題の解決に向かえるように、関係機関等と連携して情報提供に努めている。子どもが保育所・学校に速やかに入所・通学できるよう支援している。居室は、母親と子どもが生活するために必要な十分なスペースが確保され、プライバシーに配慮したものとなっている。身体に障害のある母親や子どもに対しても、安全に生活ができるように配慮している。	a

(3) 母親への日常生活支援			
	①	A12 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。 保育職員と連携を図り、家事・離乳食・沐浴の支援など必要なテーマに沿った指導助言も行っている。母親が体調不良で子供のお風呂を入れられない場合、居室内で保育士または母親担当がお風呂に入れることもある。経済的に安定した生活を送るために、必要に応じて家計の管理、将来に向けた貯蓄等の相談や支援を行っている。支援の必要性やニーズに応じて、家事・育児等、日常生活全般について、代行や介助等の支援を行っている。	a
	②	A13 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。 虐待に関しては、福祉事務所や児相と密に連携し、対応している。母親の状況に応じ、子どもの保育所・学校等への送迎の支援を行っている。母親が子どもを客観的に理解できるように、発達段階や発達課題について示し適切な子育てや関わりについて分かり易く説明している。	a
	③	A14 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。 担当制はあるが担当以外にも相談しやすい体制を構築し、母の会等を通じて、話しやすい職員に相談するよう伝えている。また対人関係の悩みは担当の他、心理職への相談も促している。施設を自分の居場所として感じられる様に、母親同士が集うための機会や場を設け、交流を促す等、関係づくりの為の支援を行っている。施設内の他の母親や子どもとの間でトラブルが生じた時に、その関係性を修復もしくは改善する為の支援を行っている。	a

(4) 子どもへの支援			
	①	A15 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	a
個々の状態に合わせた専門性を活かした支援を行う様、心掛けています。放課後の子どもの生活の安定や活動を保障し、学童クラブ等、活動場所・プログラム等を用意すると共に、日常生活上必要な知識や技術の伝達、遊びや行事等を行っている。被虐待児等や発達障害を含む様々な障害等の特別な配慮が必要な子供に対しては、必要に応じて個別に状況に応じた支援を行っている。			
	②	A16 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	a
学習会を設け、宿題や学習習慣の定着を促進する他、学習上の課題の早期発見に努めている。学習指導のために学習ボランティア等の協力を得ている。ボランティアやさまざまな支援者との関わりを通じ、自立心を養える様、環境を整えている。学費の負担軽減のため、各種の奨学金や授業料の減免制度等の活用への支援を行っている。			
	③	A17 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	a
ボランティアには子どもの貧困、虐待等に付いての基本的な知識を提供し、良い関わりが継続し不適切な関わりが発生しない様、職員間で見守っている。職員は悪意や暴力のないおとなモデルを提供する事で、おとなに信頼感を持てる様、支援している。外部の「言葉キャンプ」プログラムを導入し、自己表現(話す・聞く)が旨く出来る様な訓練を取り入れている。			
	④	A18 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	a
外部講師を招いて職員が学習する機会を設けており、漫画等を用いて年齢に合わせた性教育に取り組んでいる。中高生は個別に取り組んでいる。職員間で性教育に関する知識や、性についてのあり方などの学習会を行っており、年齢・発達段階に応じて、性に付いて正しい知識・関心が持てる様、支援している。			

(5) DV被害からの回避・回復			
	①	A19 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	b
24時間受け入れの為では有りないが、緊急時の対応としてマニュアルを策定し、夜間の当直を置く体制は整えている。又、広域利用には対応しているが、24時間緊急一時受け入れは埼玉県内の対応できる施設が担当しており、当施設への受入れ要望がない為、不対応となっている。尚、緊急利用の為だけではなく、生活用品等は予め用意されている。			
	②	A20 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a
DV加害者に居所が知れ、危険が及ぶ可能性がある場合には、母親と子どもの意向を確認した上で速やかに関係機関と連携し、保護命令の手続きや他の施設への転居等の支援を行っている。弁護士や法テラスの紹介や調停・裁判などへの同行等、さらに必要に応じて代弁等の支援を行っている。			
	③	A21 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	a
安心した生活を送ることを最優先とし必要に応じ心理士によるカウンセリングや箱庭作りによる心理判定等、医師の協力を得られるような体制を作っている。DVに付いての正しい情報と知識を提供し、DV被害者の理解を促し自己肯定感を回復する為の支援を行っている。職員はDV被害者支援担当者研修等に参加し研鑽を積んでいる。			

(6) 子どもの虐待状況への対応			
	①	A22 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかかわり、虐待体験からの回復を支援している。	a
子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であることを伝える事や、絵や写真を使って自分の今の感情を指し示す等、感情表現を大切にすることで、自己肯定感や自尊心の形成に向けた支援を行っている。職員は研修等で知識を深め、又、良い大人モデルを児童に見せれるように努めている。心理療法担当職員によるカウンセリング等の専門的ケアを実施している。			
	②	A23 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	b
児童虐待の発生やその疑いがある場合は、福祉事務所や児童相談所に通報し連携して対応している。被虐待児童に対しては、必要に応じて心理判定や児童精神科医との相談等の児童相談所機能を活用させてもらいたいが、児相から断られている。必要に応じて、福祉事務所や保育所・学校・病院等と情報交換や連携を図り対応している。			

(7) 家族関係への支援			
	①	A24 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a
定期面談だけでなく、日頃から母子関係には注意し、必要に応じた相談支援等を提供している。具体的には、親子喧嘩が生じた場合、職員に知らせ母は母、子は子で過ごせるスペースと時間を設けるなどしてクールダウンを図り、双方の事情を聴くなどに努める。必要に応じて、他の親族との関係調整を行っている。			

(8) 特別な配慮が必要な母親、子どもへの支援			
	①	A25 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a
障害や精神疾患がある場合や外国人の母親や子どもへは、必要に応じて公的機関や就労先への各種手続きの支援を行ったり、保育所・学校等、他機関と連携し情報やコミュニケーション確保の支援を行っている。必要に応じ、障害支援課や児童発達支援センター等、公的機関を積極的に活用をする為の支援を行っている。			

(9) 就労支援			
	①	A26 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a
母親が安心して就労できる様に補完保育（残業や休日出勤時の保育等）や病後児保育・学童保育などを行っている。母親の心身の状況や能力・適性・経験・希望に配慮した支援を行っている。ハローワーク以外にも、施設長の紹介により商工会議所からの推薦や老人福祉施設等、職場開拓等の支援を行っている。			
	②	A27 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	a
職場環境、人間関係に関する相談や助言等、個々に対応した幅広い支援を行っている。母親が望む場合、就労継続のために職場との関係調整等を行っている。障害がある場合や外国人の母親の場合、その心身等の状態や意向に配慮しながら、就労の継続に向けての支援を行っている。4番目は非該当			